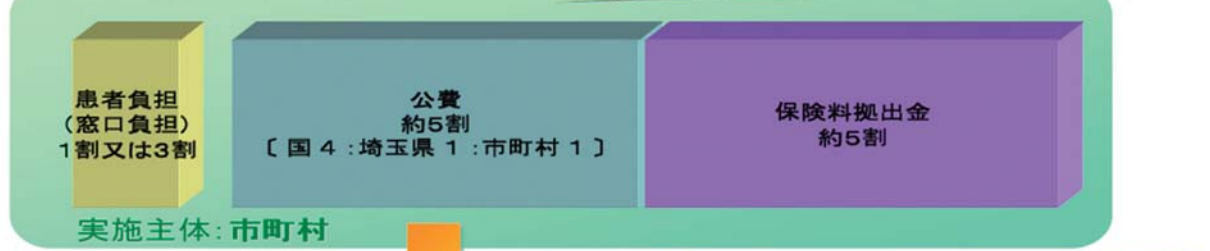


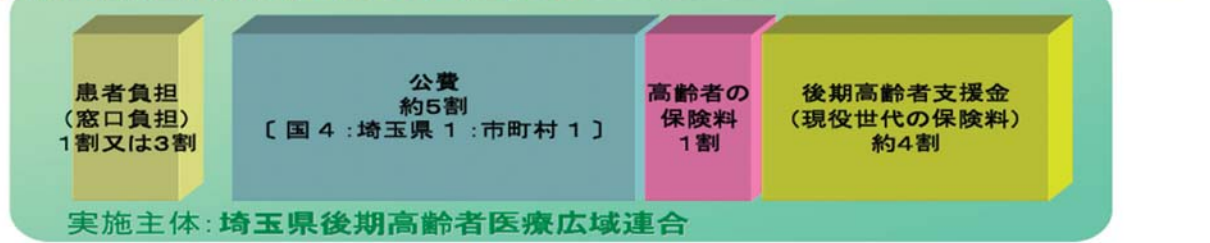
# 財源構成

## 現行制度(平成20年3月まで)



- ◇ 財政運営の責任主体が不明確 (医療給付は市町村・保険料決定は各医療保険者)
- ◇ 高齢者と現役世代の負担区分は困難

## 後期高齢者医療制度(平成20年4月から)



- ◇ 財政運営の責任主体の明確化 (医療給付、保険料決定のいずれも広域連合が実施)
- ◇ 高齢者の負担と現役世代の負担との明確化

# 4月1日から、後期高齢者医療制度がはじまります

「高齢者の医療の確保に関する法律(平成18年6月成立)」の施行により、4月から新たに独立した医療制度が始まり、対象者は75歳以上の後期高齢者となります。

後期高齢者医療制度は、埼玉県の全市町村で構成する『埼玉県後期高齢者医療広域連合』が運営の主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。

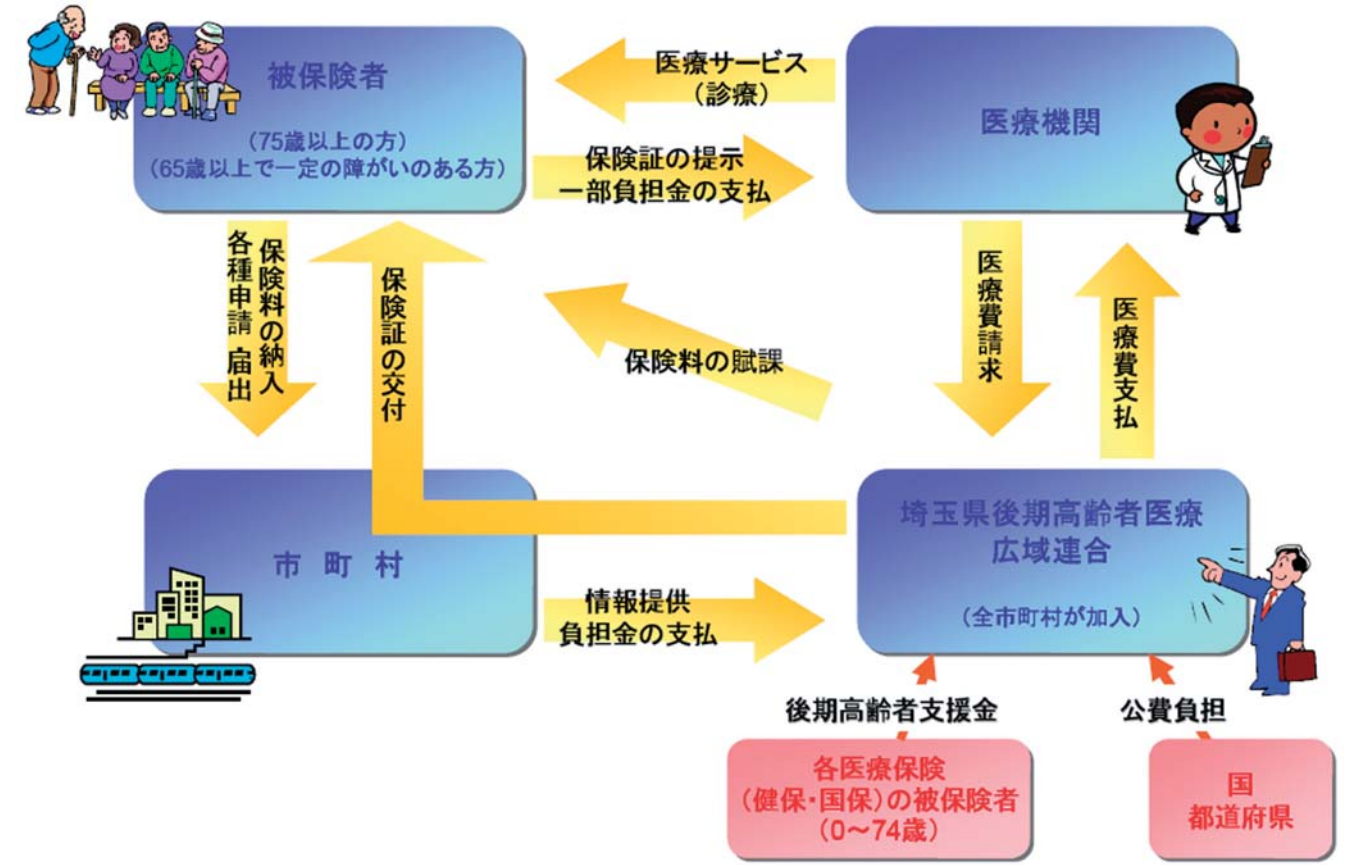
町では、保険料の徴収、各種申請・届け出の受付、保険証の引渡しなど、被保険者のみなさんにとって身近な窓口業務を行います。

問い合わせ 高齢者支援課(内線183)



- Q** 私は現在82歳で、老人保健で医療を受けていますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要ですか？
- A** 県内にお住まいの方で、平成20年4月以降に75歳になれる方は、75歳の誕生日から自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。
- Q** 私は現在70歳で、障害認定を受け、老人保健の対象となっています。後期高齢者医療制度の被保険者になるためには、どのような手続きが必要ですか？
- A** 県内にお住まいの65歳以上75歳未満の方で、障害認定を受けて既に老人保健の対象となっている方は、平成20年4月1日に自動的に

## 制度のしくみ



- に後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。後期高齢者医療制度への加入を希望しない方につきましては、高齢者支援課の窓口にてその旨を申し出てください。
- Q** 今まで使っていた保険証や老人保健の受給者証はどうなるのですか？
- A** 保険証及び老人保健の受給者証は、4月以降は使えなくなります。保険証につきましては保険者(国民健康保険や健康保険組合等)へ、老人保健の受給者証につきましてはは町の窓口に戻還してください。
- Q** 後期高齢者医療制度の保険証はいつごろ届きますか？
- A** 3月下旬にお手元に届く予定です。
- Q** 医療機関での負担はどうなるのですか？
- A** 医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担割合は、現行の老人保健制度と同様、所得に応じて1割又は3割となります。(平成20年7月までは原則として、昨年8月に判定された一部負担金の割合となります。)

- Q** 保険料はどのように決まるのですか？
- A** 保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。具体的な金額につきましては、年金天引きの方は4月に、それ以外の方は7月に町から通知されます。
- Q** 保険料の支払い方法はどうなるのですか？
- A** 年金を受給されている方につきましては、原則として年金からの天引きにより徴収し、それ以外の方はお住まいの市町村から送付される納付書によりお支払いいただくこととなります。
- なお、お支払いの際は、納め忘れない口座振替をご利用いただくと大変便利です。ぜひ、ご利用ください。
- ※ご不明な点等につきましては、高齢者支援課高齢者福祉係(内線183)までお問い合わせください。